

死後事務の一覧

オフィス・アンヨネ

種別	手続き先	期限	その他
死亡診断書（死体検案書）	死亡地、本籍地、住所地のいずれかの市町村	7日以内 （国外3ヶ月以内）	24時間受付、右半分が死亡届、左半分が死亡診断書（死体検案書）で同時に提出。必要機会の多い死亡診断書は5分程度コピーを。
死亡届		死亡届と一緒に	
火葬許可申請書			申請後「火葬許可証」が渡され、火葬終了後に「埋葬許可証」として遺族に交付
住民票の除票の取得	死亡者の住所地のある市町村	5年以内	死亡を証明する資料として、法務局、金融機関、保険会社等に提出
世帯主変更届	死亡者の住所地のある市町村	14日以内	住民異動届書、認印、新たな世帯主本人確認資料（運転免許証等）、国保ならば保険証
印鑑登録の廃止	死亡者の住所地のある市町村	7日以内	死亡届提出後自動的に抹消、印鑑登録証は破棄又は市町村窓口へ返却
住民基本台帳カードの失効	死亡者の住所地のある市町村	7日以内	死亡届提出後自動的に抹消、カードは市町村窓口へ返却
マイナンバー通知カード マイナンバーカードの返却	死亡者の住所地のある市町村	死亡届出の後にも必要な場合があるためしばらく遺族が保管し、その後市町村窓口へ返却	
国民健康保険資格喪失届	死亡者の住所地のある市町村	14日以内	健康被保険証（世帯主死亡の場合世帯全員分）、高齢受給者証（お持ちの方のみ）、死亡を証明するもの、世帯主の認め印、納付通知書、手続きにする人の本人確認書類等
後期高齢者医療保険資格喪失届	死亡者の住所地のある市町村	14日以内	後期高齢者医療被保険者証、死亡を証明するもの、世帯主の認印、手続きにする人の本人確認書類、相続人の印鑑・預金通帳（高額療養費がある場合）、限度額適用・標準負担額減額認定証、特定疾病療養受療証
介護保険資格喪失届	死亡者の住所地のある市町村	14日以内	介護保険被保険者証、介護保険負担限度額認定証、保険料過誤状況届出書（還付金が発生する場合のみ）
健康保険資格喪失届	年金事務所または街角の年金相談センター	5日以内	通常は会社側で手続き。保険証や高齢受給者証は事業主経由で返却。被扶養者の国民健康保険等への加入必要
児童扶養手当認定請求書	住所地のある市町村	14日以内	世帯主が死亡して、母子（父子）家庭になった場合。請求者と対象児童の戸籍謄本、請求者の預金通帳・年金手帳・印鑑、請求者と対象児が含まれる世帯全員のマイナンバーカード等。代理人による認定請求は不可。
未支給年金請求 年金受給停止	国民年金は死亡者の住所地のある市町村 厚生年金は年金事務所または街角の年金相談センター	14日以内	請求書は、1枚目「未支給年金請求」、2枚目「年金受給停止」の複写。年金受給権者死亡届、年金証書、戸籍謄本等、受給権者の住民票（除票）および請求者の世帯全員の住民票等、受け取りを希望する金融機関の通帳、生計同一関係に関する申立書
シルバーパスの返却	死亡者の住所地のある市町村	死後なるべく早く	シルバーパスの返却
障がい者手帳の返却	死亡者の住所地のある市町村	随時	身体障害者手帳返還届、身体障害者手帳、マイナンバーカード又は通知カード、申請者人の印鑑

公共料金名義変更	電力会社、水道(市区町村)、ガス会社	速やかに	引き落とし口座の変更
電話名義変更	N T T	速やかに(支障がなければ、遺産分割成立後に)	電話加入承継届、被相続人及び相続人の戸籍謄本、相続人の印鑑証明書
NHK受信料	NHK(フリーダイヤル)	速やかに	電話で名義変更可
免許証	所轄警察署	速やかに	家族等に返納義務はない。運転免許証返納届、運転免許証、届出人の身分証明書。届出人と死亡者との関係を証明する書類、死亡を証明する書類
パスポート	都道府県旅券課	なるべく速やかに	パスポート、死亡した事実が分かる書類
各種クレジットカード	各クレジットカード発行会社	速やかに	解約(配偶者・親子・兄弟なら基本的に電話で解約可能)、カード返却
携帯電話	各会社	速やかに	解約(キャリアによって手続き方法が異なるため確認必要)
プロバイダー	各会社	速やかに	解約(契約会社によって手続き方法が異なるため確認必要)
国民健康保険料、介護保険料、後期高齢者医療保険料の還付(支払い)	死亡者の住所地のある市町村	時効は5年	市町村による精算後、納めすぎの額は相続人に通知書が送付されるので、必要事項を記入、押印の上、金融機関の窓口で受け取る。
国民年金受給権者死亡届未支給年金の請求	死亡者の住所地にある市町村 年金事務所または街角の年金相談センター	時効は5年	未支給年金・保険給付請求書、年金受給者死亡届、死亡者の年金証書、死亡を証明する書類、死亡者の住民票除票、死亡者との関係を証明する戸籍謄本等、請求者の預金通帳など
国民年金の遺族基礎年金請求	死亡者の住所地にある市町村 年金事務所または街角の年金相談センター	時効は5年	国民年金遺族基礎年金裁定請求書、年金手帳、戸籍謄本、死亡診断書の写し、源泉徴収票、印鑑、振込先口座番号
国民年金の寡婦年金請求(結婚10年以上の子のない妻)	死亡者の住所地にある市町村 年金事務所または街角の年金相談センター	時効は5年	国民年金寡婦年金裁定請求書、年金手帳、戸籍謄本、死亡診断書の写し、所得の証明書、印鑑、振込先口座番号
国民年金の死亡一時金請求	死亡者の住所地にある市町村 年金事務所または街角の年金相談センター	時効は2年	死亡一時金裁定請求書、年金手帳、除籍謄本、住民票写し、印鑑、振込先口座番号
国民健康保険の葬祭費	死亡者の住所地にある市町村	葬儀から2年以内	葬祭費支給申請書、健康保険証、印鑑、振込先口座番号、葬儀社の領収証
厚生年金受給権者死亡届未支給年金の請求	お近くの年金事務所または街角の年金相談センター	時効は5年	未支給年金・保険給付請求書、年金受給者死亡届、死亡者の年金証書、死亡を証明する書類、死亡者の住民票除票、死亡者との関係を証明する戸籍謄本等、請求者の預金通帳など
厚生年金の遺族厚生年金請求	お近くの年金事務所または街角の年金相談センター	時効は5年	遺族厚生年金裁定請求書、年金手帳、戸籍謄本、死亡診断書の写し、所得の証明書、住民票の写し、印鑑、振込先口座番号
健康保険の埋葬料請求	死亡者の勤務先の管轄協会けんぽ(年金事務所)もしくは健康保険組合	葬儀から2年以内	健康保険埋葬料請求書、健康保険証、死亡診断書の写し、印鑑、振込先口座番号

高額療養費支給申告書	国民健康保険・後期高齢者医療保険は死亡者の住所地にある市町村健康保険は年金事務所または街角の年金相談センター	医療費支払いから2年以内	高額療養費支給申請書、高額医療費払い戻しのお知らせ、健康保険証、自己負担した医療費の領収書、印鑑、振込先口座番号
労災保険の埋葬料請求	勤務先を所轄する労働基準監督署	葬儀から2年以内	葬祭料請求書、死亡診断書の写し
労災保険の遺族補償給付	勤務先を所轄する労働基準監督署	時効は5年	遺族補償年金支給申請書、戸籍謄本、死亡診断書、源泉徴収票、故人と生計を一にしていた証明書類
相続人・相続財産の調査	相続人は個人の出生から死亡までのすべての戸籍謄本取得。相続財産は、預金通帳、不動産の権利証（登記事項証明書）、名寄帳、銀行・証券会社等からの郵便物などで調査		
遺言書の検認 （自筆証書遺言のみ）	死亡者の住所地の家庭裁判所	速やかに	遺言書原本、遺言者の戸籍謄本、相続人全員の戸籍謄本、受遺者の戸籍謄本
遺産分割協議書の作成	遺言書がない場合、相続人全員が実印を押印し、印鑑証明書を添付。作成には、被相続人が生まれてから死亡するまでの戸籍謄本（除籍・改製原戸籍・現戸籍）、被相続人の住民票の除票（登記簿上の住所と死亡時の住所が異なる場合に戸籍の附票も）、相続人全員分の戸籍謄本、相続人全員分の印鑑証明書と実印		
相続の放棄	被相続人の住所の家庭裁判所	相続を知った時から3ヶ月以内	相続放棄申述書、住民票除票、故人の死亡の記載のある戸籍謄本、相続人の戸籍謄本
所得税準確定申告	被相続人の住所地の税務署	4ヶ月以内	1月1日から死亡日までの所得を申告。確定申告書、死亡者の所得税確定申告書付表、死亡日までの決算書、生保・損保の控除証明書、医療費の領収書 ※公的年金等の収入400万円以下、その他の所得20万円以下なら不要などの要件。
法定相続情報一覧図の写しの交付	2017年から法定相続情報証明制度が制度化。法定相続情報一覧図の写しが各種相続手続きの戸籍関係書類一式の代替として可能。作成には、申出書、法定相続情報一覧図、相続関係を証明する戸籍関係書類一式、死亡者の住民票除票など。		
不動産の相続登記	不動産の所在地の法務局	速やかに	登記申請書、法定相続情報一覧図の写し（被相続人の戸籍謄本、除籍謄本、改製原戸籍謄本及び住民票除票、相続人全員の戸籍謄本）、印鑑証明書、相続する人の住民票、遺言書（遺産分割協議書）、固定資産評価証明書
相続税の申告・納付	死亡者の住所地にある税務署	相続の開始を知った日から10か月以内	申告書、相続人全員のマイナンバーが確認できる書類、運転免許証などの身元確認書など ※遅れると延滞税が発生
預貯金名義変更	預入金融機関（残高証明書発行依頼）	速やかに	依頼書、法定相続情報一覧図の写し（被相続人の戸籍謄本、除籍謄本、改製原戸籍謄本、相続人全員の戸籍謄本）、印鑑証明書、遺言書（遺産分割協議書）、通帳
株式名義変更	証券会社又は株式発行人	速やかに	株式名義書換請求書、株券、法定相続情報一覧図の写し（被相続人の戸籍謄本、除籍謄本、改製原戸籍謄本、相続人全員の戸籍謄本）、印鑑証明書、遺言書（遺産分割協議書）

自動車所有権移転	陸運局事務所 軽自動車は、軽自動車検査協会事務所・支所・分室	死亡日から原則15日以内	申請書、自動車検査証、法定相続情報一覧図の写し（被相続人の戸籍謄本、除籍謄本、改製原戸籍謄本、相続人全員の戸籍謄本）、印鑑証明書、遺産分割協議書、相続人の委任状、自動車税申告書、手数料納付書、（車庫証明書）
賃貸住宅契約	契約先	死後なるべく早く	名義承継または解約
復氏届	住所又は戸籍のある市区町村	必要の応じて	配偶者の死後、旧姓に戻りたい場合
婚姻関係終了届			配偶者の死後、配偶者の親族との縁を切りたい
子どもの氏変更許可申請書			子どもの住所地にある家庭裁判所
改装許可申立書	旧墓地の住所にある市区町村		墓地を別な場所に移転するとき
身分証明書等	勤務先		返却
死亡退職金			通常、勤務先の退職金規定に受給者の範囲、順位が規定され、この規定の基づく受給権者が自己の固有の権利として受給。退職金規定がない場合は相続財産。
給与			通常、勤務先の給与支払規定に基づき支払